

令和3年 第1回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和3年 第1回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和3年1月22日(金)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和3年1月22日 午前9時30分				
	閉会	令和3年1月22日 午前10時30分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番12番	山迫 洋一	席番14番	坂元 正人		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野	事務局次長	高迫		
	主幹兼農地係長	佐々木	農地係長	圖師		
	農地係長	桑水	主任主査	中尾		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實		9	小園 義行	
2	樽野 利秋		10	欠 員	—
3	白坂 正治		11	池袋 良子	
4	諏訪 光一		12	永田 勇人	
5	池添 昭一		13	脇田 祐二	
6	熊野 廉太郎		14	橋口 美一	
7	原田 純一		15	中之内 瑞穂	
8	田尾 昭三	○	16	大原 雅隆	

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 非農地証明願の承認について 議案第4号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第5号 農用地利用集積計画決定について 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	---

議長	山下	<p>ただいまから、令和3年第1回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番12番、山迫委員と、席番14番、坂元委員を指名いたします。よろしく申し上げます。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、吉野委員の報告をお願いします。</p>
委員	吉野	<p>8月の総会で依頼のありました〇〇さん分ですが、なかなか契約に至りませんので、〇〇さんとも話をしたのですが、新しい耕作者を見つけてもらえないかという事がございます。変更になってきますので、今月まで行って来月は打ち切りたいと思います。あと1ヶ月がんばってまいります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、宮脇 勇委員の報告をお願いします。3件、一緒をお願いします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>去年から〇〇さんと〇〇さんの分はあっせんの方を行っておりまして、成立はしたのですがあとの処理がなかなか進みません。今年も引き続き先に進めたいと思います。次の〇〇さん分は、やはり畑の一部に支障があり3人くらいに話かけたのですが、なかなか前にすすみません。引き続きあっせん活動をやっていきたいと思います。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、福岡委員の報告をお願いします。2件、一緒をお願いします。</p>
委員	福岡	<p>先月依頼のありました〇〇さんの分ですが、なかなか価格で厳しいところがありまして、話が進んでいない状況です。引き続き活動を継続していきたいと思います。続きまして、〇〇さん分ですが、一応話が1件進んでおりまして、来月には報告出来るのではないかと考えています。以上で終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、矢野委員の報告をお願いします。</p>
委員	矢野	<p>それでは、〇〇さんの分ですが、現在住まわれているところが、始良市</p>

		<p>なので、電話による連絡しかないのですが、何回かけても相手方が留守電になっており、12月に事務局より1回はがきを出して貰ったのですが、その後も今年になって4度ほど電話をしたのですが、連絡が取れないので進まない状態です。向こうから連絡待ち状況です。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、山迫委員の報告をお願いします。</p>
委員	山迫	<p>9月の総会で依頼のありました〇〇さんの分ですがあっせんが成立しましたので報告いたします。あっせん成立資料4ページの番号1です。譲渡人は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地の所在・地目・面積等は、資料の通りです。場所ですが、志布志市役所松山支所前の県道60号塗木・大隅線を松山中学校方向へ5.6km進み、宮下入口を田之浦方面へ3km進みますと大野原公民館があります。そのT字路を右折し300m行った右手に位置します。〇〇さん宅から車で5分のところにあります。〇〇さんは、奥さんと生産牛50頭の経営をされており、トラクター4台・田植え機・牧草作りのアタッチメント一式保有されています。あっせん価格は、340,000円でした。あっせん委員は、熊野委員と山迫でした。以上で報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、萩迫委員の報告をお願いします。</p>
委員	萩迫	<p>それでは、11月の総会であっせん依頼のありました〇〇さんの件ですがあっせんが成立しましたので報告いたします。あっせん成立資料4ページの番号2になります。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。あっせん農地は、議案書に記載されている通りです。場所ですが、県道志布志・福山線沿いの三七十庵から志布志方向へ約150m行ったところの右手にイチゴハウスがあります。そこを右折しましてを約500mいったところにあります。譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地〇の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。〇〇さんは、認定農家でありまして、お茶・大麦・サラダごぼう・ピーマンなどを栽培されておられます。あっせん成立日は、令和2年12月16日であっせん価格は、967㎡で250,000円でした。あっせん委員は、永田委員と私でした。以上で終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、立山委員の報告をお願いします。</p>

<p>委員 立山</p>	<p>す。</p> <p>あっせんが成立しましたので報告いたします。あっせん成立資料4ページの番号3になります。譲渡人は、有明町野神にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく、有明町野神にお住まいの〇〇さんです。あっせん農地の所在・地目・面積等は、資料の通りです。場所ですが、野神小学校前の県道523号を芝用方向へ約400m行ったところの左側に福田受信サービスがありそこから入った茶畑4筆になります。〇〇さんは、認定農家でありまして、お茶専業農家です。あっせん成立日は、令和2年12月28日 あっせん委員は、樽野委員と私でした。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、私の関係分について、報告します。</p> <p>12月23日、人・農地プラン地区別説明会が、志布志市やっちくふれあいセンターで開催されました。</p> <p>12月24日、志布志市農業者年金受給者会総代会が、松山支所老人福祉センターで開催されました。</p> <p>1月8日、1月定例常設審議委員会が鹿児島市ウェルビューで開催されました。</p> <p>次に、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、12件の申請でございます。まずは、6ページ、番号1番を審議いたします。番号1番は、吉野委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第31条の規定により、吉野委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p>
<p>会場</p>	<p>(吉野委員 退席)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>それでは、神宮司委員説明をお願いします。</p>
<p>委員 神宮司</p>	<p>会長より依頼のありました議案第1号番号1を報告いたします。譲渡人は、志布志町安楽平城にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく平城にお住まいの〇〇さん69歳です。申請地は、議案書6ページに記載されている通りです。申請地の場所は、志布志町平城にある〇〇製茶から南へ100mのところにあります。譲受人宅から歩いて2.3分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり、妻と二人の息子さんと4名でお茶・水稲・蕎麦・野菜等を栽培しており、申請地には、蕎麦を作付けする予定</p>

	<p>とのことです。また、耕運機4台・コンバイン1台・乗用防除機3台・摘採機3台を保有されております。現在、この畑は耕作放棄地となっており、全面密集した竹林となっております。〇〇さんから確約書も提示され 農地法第3条の趣旨を理解し、伐根整地した後、適正な状態に保全管理し耕作することといたします。とありました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいいたします。</p>	
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。ここで吉野委員の入室を許可します。
会場		(吉野委員 入室)
議長	山下	次に、番号 2 番を審議いたします。事務局の説明を求めまます。
農地係長	圖師	<p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の番号2番について説明申しあげまます。議案書は、6 ページです。</p> <p>まず、譲渡人は志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さん 62 歳で、譲受人は曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん 54 歳です。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載の通りでございます。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が1筆で1,825 m²です。〇〇さんは認定農業者であるため、本日はお呼びしておりまません。今回の申請地の場所でございますが、市道砂田・野首線沿いにある、井手間資源ごみ収集所から、高規格道路方面へおよそ 300m進んだところの正面にあります。隣接する畑は、〇〇さんの所有です。〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 4 ページのとおりでございますが、申請地には甘藷を作付けしていくとの事でありまます。通作距離は自宅から車で5分との事です。申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適</p>

		<p>格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。以上で、番号2番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひしませぬ。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようございませぬので、お諮りしませぬ。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。次に、番号3番を審議いたしませぬ。井久保委員説明をお願ひしませぬ。</p>
委員	井久保	<p>会長より依頼のありませぬ議案1号番号3を報告いたしませぬ。譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地の〇の平和集落自治会にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇の株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されておる通りです。申請地の場所は、県道63号志布志・福山線の大原交差点から北北東方向へ約1km進みます左側50m奥に見える畑です。株式会社〇〇の事務所から南南西260mのところ、申請理由は、規模拡大です。譲受の法人は、農地所有適格法人で、トラクター30台・コーンハーベスター3台・ポテトハーベスター2台を保有し、年間を通じてベントコーン・ケール・キャベツ・ピーマン・馬鈴薯等を生産集荷されておる、申請地には、ベントコーン等の飼料作物の作付けを予定しておるとのことです。代表取締役・専務及び監査役の農業への従事状況は300日ありませぬ。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたしませぬ。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございましたが、これにつきてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようございませぬので、お諮りしませぬ。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>

議長	山下	異議なしと認めます。次に、7ページ、番号4番を審議いたします。 長岡委員説明をお願いします。
委員	長岡	会長より依頼のありました番号4を報告させていただきます。贈与受贈の関係でございます。譲渡人は、愛知県知多市岡田美里町〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書7ページに記載されている通りでございます。申請地の場所は、志布志小学校より県道3号日南・志布志線を坂之上自治会の方へ進み、自治会より100m進んだ坂之上公民館の隣に位置します。譲受人さん宅からは、300mの場所にあります。〇〇さんは、夫婦で甘藷を栽培されており、申請地には、甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター1台を保有されて、植え付け・収穫は隣の人をお願いしているとのことであります。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号5番を審議いたします。山迫委員説明をお願いします。
委員	山迫	会長より依頼のありました番号5を報告いたします。譲渡人は、志布志町田之浦〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町田之浦〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道南之郷・志布志線を田之浦方面へ進み、田之浦郵便局前から5km進んだ右手に位置するところです。譲受人宅からは徒歩で3分のところにあります。〇〇さんは、妻とお父さん三人で稲作を主に栽培されております。申請地には、野菜を作付けするとのことです。また、耕運機1台を保有されております。甥伯父間の贈与受贈になります。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の

		適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 6 番を審議いたします。宮脇 茂樹 委員説明をお願いします。
委員	宮脇茂樹	会長より依頼のありました番号6を報告いたします。譲渡人は、志布志 市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市 有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんで す。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道 63号志布志・福山線の伊崎田山之口にありますセブンイレブンから、有明 支所方面へ3km進み、土橋集落を左折、風八重集落を500m行ったところ の右に〇〇製茶工場があります。そこから南へ300m行ったところの右側 にあります。自身の茶畑の隣になります。本人宅からは、5分くらいのと ころにあります。株式会社〇〇は、従業員9名でお茶とピーマンを栽培し ており、申請地には、お茶を植え付ける予定とのことです。また、トラク ター1台・摘採機2台・防除機1台・中刈機1台を保有されております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、8ページ、番号 7 番を審議いたします。 矢野委員説明をお願いします。

委員	矢野	<p>会長より依頼のありました番号7を報告いたします。譲渡人は、鹿児島市皇徳寺台〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町通山校区肆部合集落にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、有明支所から南へ約 2.5km 市道飯山・通山1号線と市道一丁田・宇都鼻線の野井倉開田交差点より南へ 400m 行きさらに西へ 200m のところです。譲受人宅からは車で5分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり妻と二人で生産牛 38 頭・飼料稲・米・蕎麦等を主に栽培されており、申請地には、飼料稲を作付けする予定とのことです。また、トラクター4台・ロールベラー・田植え機・タイヤショベルを保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。次に、番号 8 番を審議いたします。坂中委員説明をお願いします。
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号8を報告いたします。譲渡人は、有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道宮ヶ原・大崎線沿い川添地区公民館から東へ 400m 進み三差路を右折し 100m 進んだ左側に位置します。〇〇さんのイチゴハウスの隣接地になります。譲受人宅からは 1.2 km のところにあります。〇〇さんは、水稻 30 アール・イチゴ 16 アールを主に栽培されており、申請地には、ゴマ・ソルゴーを作付けをし、イチゴ害虫のスリップス・アブラムシなどの天敵等養成地として管理するとのことです。</p> <p>また、トラクター1台・軽トラック1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の</p>

		<p>適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 9 番を審議いたします。同じく、坂中委員説明をお願いします。</p>
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号9を報告いたします。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道宮ヶ原・大崎線沿い蓬原中野共同製茶工場から東へ 200m進んだ左側に位置します。譲受人宅からは 1.5 kmのところにあります。〇〇さんは、水稲 31 アール・茶 1.3 ヘクタール・生産牛 12 頭を主に経営されており、申請地には、水稲と飼料作物を作付けする予定とのことです。また、トラクター 3 台・2 t ダンプ 1 台・軽トラック 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、9 ページ、番号 10 番を審議いたします。坂元委員説明をお願いします。</p>
委員	坂元	<p>会長より依頼のありました番号 10 を報告いたします。譲渡人は、大隅町月野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町新橋〇〇番</p>

		<p>地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、志布志市役所松山支所を泰野方面へ 800mほど進み、高規格道路陸橋手前を右折し 1.8 km進むと草ノ瀬集落集荷所が右手にあります。そこから 200m進んだ左手道路下になります。譲受人宅からは 300 mのところにあります。〇〇さんは、兼業農家であり、蕎麦・水稻を主に栽培されております。申請地には、蕎麦を作付けする予定とのことです。また、トラクター 2 台・自走田植え機・コンバイン・ハーベスターを保有されております。この畑は、〇〇さんより宅地を購入されたときに付いてきたものです。この家の庭先を通るしか畑に行く道がなく他人に売ることが出来ないことから、家に畑が付いて購入されたとのことでした。申請事由は、贈与受贈になっております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。次に、番号 11 番を審議いたします。番号 11 番と、番号 12 番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思ひまますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。それでは、吉野委員説明をお願ひします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありまました番号 11 と番号 12 を報告いたします。まづ、番号 11 の譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、松山町尾野見の桃木集会所の三差路にありまます新村商店前の橋の南の方から川沿いの水田地帯を西側の方へ 600m ほど行つた右側の川沿いの田んぼになります。譲受人宅からは 14・5 分のところにあります。</p>

		<p>次に番号 12 の譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、番号 11 の隣で川沿いの田になります。譲受人宅からは 14・5 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、両親と法人経営できゅうり・ピーマンの専門農家でございます。拠点で 5・6 箇所持っています。ここにもきゅうりを作付けする予定とのことです。また、トラクター 7 台・耕運機 3 台を保有されています。農業廃止と規模拡大による申請でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願ひいたしませ。</p>
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。まずは、番号 11 番を審議いたしませ。これにつきて、なにかご意見ございませんか。
委員	井久保	報告では、田とありました議案では畑になっていますが。
委員	吉野	現況は、作物時期により田であり畑になるところです。
議長	山下	他にございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りしませ。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めませ。次に、番号 12 番を審議いたしませ。これにつきてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りしませ。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませ。よって日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしませ。</p> <p>次に、日程第 5、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題としま。最初に、11 ページ、番号 1 番を審議いたしませ。</p> <p>現地を調査された宮脇 茂樹委員の報告をお願ひしませ。</p>

委員	宮脇茂樹	<p>それでは、議案第2号番号1番について報告いたします。総会資料は6ページから8ページになります。調査日は、1月7日 調査員は、矢野委員・小園委員と私宮脇と事務局より1名の同行がありました。譲渡人は、福岡県福岡市南区長住〇丁目〇〇番〇-〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、北大原にあるファミリーマート見帰店がある交差点から横下方向へ向かう市道町原・弓場ケ尾線を200m進み交差点を東へ150m進んだ東側にあります。転用目的は、建売住宅です。周辺の状況は、北側は宅地・東側は宅地・南側は公衆道路・西側も公衆道路です。排水ですが、隣接する畑についてはコンクリートブロックを設置し土砂・雨水の流出を防止する。また、計画道路についてもアスファルト舗装を施し水路を設置し十分留意するとのことです。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく都市計画用途地域内区域から500m以内にあるため、第2種の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願ひします。終わります。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号2番を審議いたします。現地を調査された矢野委員の報告をお願いします。
委員	矢野	<p>会長より依頼のありました議案第2号番号2番について報告いたします。調査日は、1月7日 調査員は、宮脇委員・小園委員と私と事務局より2名でした。資料は9ページから11ページになります。譲渡人は、有明町通山地区通山集落にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇</p>

		<p>○さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。場所は、国道 220 号線の吹上庵から北へ市道一丁田・宇都鼻線を 700mほど行き途中にある桜山クリニック前を左折し、南へ 50 m行った右側に位置します。転用目的は、発熱外来検査所コンテナと駐車場です。周辺の様子は、北側は宅地・東側は公衆道路・南側は畑・西側は宅地です。排水についてですが、駐車場は砕石で仕上げるため自然流下とすることです。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお祈いします。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 5、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 6、議案第 3 号、非農地証明願の承認についてを議題とします。13 ページ、番号 1 番を審議いたします。現地を調査された、田尾委員の説明をお願いします。</p>
委員	田尾	<p>議案 3 号番号 1 について報告いたします。調査日は 1 月 7 日 調査員は、坂中委員・吉野委員と私と事務局 1 名でした。総会資料は、12 ページから 14 ページです。申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、申請人の〇〇さんでした。申請地は、議案書に記載の通りです。申請地の場所は、有明中学校から市道吉村・野井倉線をおよそ 800m 進んだところの左手に 1 筆、さらに 200m 進み右手に 1 筆さらに 50m 進んだ右手に 1 筆の 3 筆です。この申請地は、40 年まえから耕作されておらず竹木が生い茂り山林化したものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照ら</p>

		して、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでござひますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 2 番を審議いたします。現地を調査された、坂中委員の説明をお願ひします。
委員	坂中	議案 3 号番号 2 について報告いたします。總會資料は、15 ページから 17 ページです。調査日は 1 月 7 日 調査員は、吉野委員・田尾委員と坂中です。申請人は、有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人で娘の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。場所は、県道宮ヶ原・大崎線沿いにある川添地区公民館から・志布志市役所所有明本庁から西北西方向に位置し、字尾の交差点から山重方面へ 180m 進んで左折し市道中野・芝用線を 1 km 進んだ右側に位置する。平成元年から隣接する宅地と一体的利用されており、20 年以上耕作されておらず、農地への復元が困難になったものです。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでござひますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 3 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。 次に、日程第 7、議案第 4 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農地係長 佐々木	<p>それでは、議案第4号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、15 ページでございます。非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。議案書の番号1の願出人は、宮城県仙台市太白区長町〇丁目〇〇番〇-〇号 〇〇さんです。土地は、志布志町志布志字尖堀 1288 番で、登記地目は畑、地積は 922 m²でございます。申請地は、志布志市役所本庁・志布志支所から北西方向に位置し、市道 町原・弓ヶ尾線にあるファミリーマート志布志見帰店から、港方向へおよそ 800m進んだうなぎの駅先の町原の交差点を左折、市道町原線をおよそ 100m進んだ左側に位置する土地でございます。現在、原野化しております。現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号1につきまして、宮脇勇委員、道山委員、熊野委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願います。</p>
議長 山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(会場 なし)</p>
議長 山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長 山下	<p>異議なしと認めます。よって日程第7、議案第4号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第5号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。最初に、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第5号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。議案書は、17 ページから 18 ページとなっております。最初に 17 ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は 令和3年1月29日で、田が 3,104 m²、畑が 1,360 m²で、合計 4,464 m²です。所有権を移転する者2人、所有権の移転を受ける者2人であり、売買によるものです。次に、所有権移転の計画につきましては、18 ページになりますので、お目通してください。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。</p>
事務局次長 高迫	<p>それでは、議案第5号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。議案書は、17 ページから 18 ページとなっております。最初に 17 ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は 令和3年1月29日で、田が 3,104 m²、畑が 1,360 m²で、合計 4,464 m²です。所有権を移転する者2人、所有権の移転を受ける者2人であり、売買によるものです。次に、所有権移転の計画につきましては、18 ページになりますので、お目通してください。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。</p>
議長 山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の設定について、こ</p>

		れより審議にはいります。18 ページ、番号 1 番から、番号 2 番までと、17 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。それでは、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局の説明を求めます。
主任主査	中尾	議案第 5 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、19 ページから 83 ページとなっております。まずは、議案書 19 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。 公告日は令和 3 年 1 月 29 日で、始期は令和 3 年 2 月 1 日となります。設定期間が、4 年 11 ヶ月から 50 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が 12,546 m ² 、畑が 478,038.08 m ² 、樹園地が 117,255 m ² で、合計しますと 607,839.08 m ² となり、うち更新分は 78,336 m ² となっております。利用権の設定をする者の数が 141 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 47 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 94 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、20 ページから 73 ページの明細表をご確認ください。
		次に、利用権の転貸について、議案書 74 ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和 3 年 1 月 29 日で、始期が令和 3 年 2 月 1 日であります。設定期間は、5 年から 15 年です。地目別の内訳は、田が 8,040 m ² 、畑が 50,008 m ² 、樹園地が 56,080 m ² で、合計しますと 114,128 m ² となります。
		利用権の転貸をする者は公益財団法人鹿児島県地域振興公社の 1 名、利用権の転貸を受けようとする者は 15 名であります。詳細につきましては、75 ページから 83 ページの明細表をご確認ください。
		以上で、議案第 5 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしく願います。
議長	山下	ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、こ

		れより審議にはいります。最初に、20 ページ、番号 1 番を審議いたします。番号 1 番は、長岡委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、長岡委員には、ここで、退席をお願いいたします。
会場		(長岡委員 退席)
議長	山下	それでは、これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで長岡委員の入室を許可します。
会場		(長岡委員 入室)
議長	山下	次に、番号 2 番を審議いたします。番号 2 番は、萩迫委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、萩迫委員には、ここで、退席をお願いいたします。
会場		(萩迫委員 退席)
議長	山下	それでは、これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで萩迫委員の入室を許可します。
会場		(萩迫委員 入室)
議長	山下	次に、21 ページ番号 3 番から、73 ページ、番号 148 番までと、19 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。それでは、75 ページ、番号 1 番から、83 ページ、番号 20 番までと、74

<p>会場 委員</p>	<p>ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p> <p>議長 山下</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第5号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p>
<p>事務局次長 高迫</p>	<p>次に、日程第9、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第6号の農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書は85ページとなっておりますが、85ページ番号1番の申出者〇〇さんは、鹿児島市伊敷〇丁目〇〇番地〇にお住まいの方で、売買の申出でございます。あっせんの土地は、松山町新橋字塩売5197番1畑3,252㎡、字廣段5519番2畑3032㎡、同じく5524番1畑2,669㎡、同じく5544番1畑2,887㎡、同じく5589番1畑3,989㎡、同じく5600番1畑3,458㎡、字中山5721番1畑1,430㎡の7筆です。土地の場所ですが、松山支所前の県道塗木・大隅線を志布志方向へ約3km行った、半下石建設前を左折して250m程行った、道路上左側の畑が5721番1の畑になり、そこから市道を狩川集落方向へ約800m程行ったところを、左折して、170m進んだ道路横右側の畑が、5544番1の畑になります。5544番1の畑を中心に南側に5589番1の畑と5600番1の畑、さらに5519番2の畑があり、5544番1の畑の西側に5524番1の畑があります。5544番1、5589番1、5600番1、5519番2、5524番1の5筆の畑は、すぐ近くにあります。5197番1の畑は、半下石建設から狩川集落方向へ市道を1.3km程行ったところを左折して、160m程行った右奥の畑になります。以上、7筆の畑は、現在、すべて耕運がしてあります。あっせん委員の指名につきましては、坂元委員と脇田委員でご提案いたします。</p> <p>次に番号2番の申出者公益財団法人〇〇理事長〇〇さんの申し出で、住所は鹿児島市名山町〇番〇号です。あっせんの土地は、松山町泰野字市之原2774番1畑6,230㎡の1筆です。土地の場所ですが、松山町泰野にある泰野郵便局から、県道塗木・大隅線を志布志方向へ、約1.8km行った道路</p>

<p>議長 山下</p>	<p>横、左側の畑になります。現在、畑は耕運がしてあります。 あっせん委員の指名につきましては、福岡委員と白坂委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。指名された委員の方々は、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦勞様でした。</p>